

失業等給付の受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

～ 対象者：離職日が令和2年8月1日以降の方～

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は、以下のように変わります。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていった期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）を1か月として計算。



週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていった期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月（※）**を1か月として計算。

※満1か月ある月が該当します。満1か月に満たない月は、上記の条件に該当しても1か月として計算しません。

事業主の皆さまへ

今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方に関する「離職証明書」を作成する際は、「⑨欄」と「⑪欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑬欄」に記載してください。

雇用保険被保険者離職証明書の記載例

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金 額			⑬ 備 考	
① 一般被保険者等	② 短期雇用特別被保険者				④ A	④ B	計		
離職日の翌日	12月1日								
11月 1日～ 離職日	離職月	30日	11月 1日～ 離職日	30日	300,000				
10月 1日～ 10月 31日	月 31日		10月 1日～ 10月 31日	31日	300,000				
9月 1日～ 9月 30日	月 30日		9月 1日～ 9月 30日	30日	300,000				
8月 1日～ 8月 31日	月 31日		8月 1日～ 8月 31日	31日	300,000				
7月 1日～ 7月 31日	月 31日		7月 1日～ 7月 31日	31日	300,000				
6月 1日～ 6月 30日	月 10日		6月 1日～ 6月 30日	10日	100,000			欠勤20日のため200,000円減額 ⑨欄の労働時間85時間 ⑪欄の労働時間85時間	
5月 1日～ 5月 31日	月 31日		5月 1日～ 5月 31日	31日	300,000				
4月 1日～ 4月 30日	月 30日		月 日～ 月 日	日					
3月 1日～ 3月 31日	月 31日		月 日～ 月 日	日					
2月 1日～ 2月 29日	月 29日		月 日～ 月 日	日					
1月 1日～ 1月 31日	月 31日		月 日～ 月 日	日					
12月 1日～ 12月 31日	月 31日		月 日～ 月 日	日					
11月 1日～ 11月 30日	月 30日		月 日～ 月 日	日					

※ 被保険者期間の算定に係る補足

賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

たとえば、離職日以前の1年間に賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月が11か月と、10日以下だが賃金支払の基礎となる労働時間数が80時間以上ある月が1か月ある場合でも、13か月目に賃金支払の基礎となる日数が11日以上の月がある場合は、13か月目を被保険者期間1か月として計算します。

そのため、⑧欄⑨欄は12か月分ではなく、13か月分必要となります。

なお、賃金支払の基礎となる労働時間数には、所定労働時間ではなく時間外労働も含めた総労働時間を記載してください。

※ 賃金支払対象期間に係る補足

上記と同様賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

※ 事業主の皆様へ

雇用保険適用窓口の受付時間は平日の8時30分から16時までとなっております。終了間際に来所されると、即時処理ができなくなり、再度来所いただく場合もございます。

このため、16時までにお越しいただきますようお願いいたします。
雇用保険関係の手続きは、便利で安全な電子申請をご利用ください。

育児休業給付・介護休業給付の 受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

～ 対象者：休業開始日が令和2年8月1日以降の方～

育児休業給付・介護休業給付の支給を受けるためには、休業開始日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は、以下のようになります。

改正前

休業開始日の前日から1か月ごとに区切っていった期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）を1か月として計算。



週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

休業開始日の前日から1か月ごとに区切っていった期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月（※）**を1か月として計算。

高年齢雇用継続給付の「60歳到達時 賃金月額」の算定方法が変わります

～ 対象者：60歳に達した日が令和2年8月1日以降の方～

改正前

60歳到達日から賃金締切日ごとに区切っていった期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）を1か月として計算。



改正後

60歳到達日から賃金締切日ごとに区切っていった期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月（※）**を1か月として計算。

※満1か月ある月が該当します。満1か月に満たない月は、上記の条件に該当しても1か月として計算しません。

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記載例

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

⑦休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の 基礎 日数	⑪ 賃 金 額			⑫ 備 考
				⑪ A	⑪ B	計	
休業等を開始した日 10月1日							
9月1日～休業等を開始した日の前日	0日	9月1日～休業等を開始した日の前日	0日				自1.7.1～至1.9.30 92日間出産に係る休業 のため賃金支払なし
6月1日～6月30日	30日	6月1日～6月30日	30日	158,000			
5月1日～5月31日	31日	5月1日～5月31日	31日	158,000			
4月1日～4月30日	30日	4月1日～4月30日	30日	158,000			
3月1日～3月31日	10日	3月1日～3月31日	10日	53,000			欠勤21日 105,000円減額 ⑧欄の労働時間85時間 ⑩欄の労働時間85時間
2月1日～2月29日	29日	2月1日～2月29日	29日	158,000			

※ 被保険者期間の算定に係る補足

賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

たとえば、休業開始日以前の1年間に賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月が11か月と、10日以下だが賃金支払の基礎となる労働時間数が80時間以上ある月が1か月ある場合でも、13か月目に賃金支払の基礎となる日数が11日以上の月がある場合は、13か月目を被保険者期間1か月として計算します。

そのため、⑦欄⑧欄は12か月分ではなく、13か月分必要となります。

なお、賃金支払の基礎となる労働時間数には、所定労働時間ではなく時間外労働も含めた総労働時間を記載してください。

※ 賃金支払対象期間に係る補足

上記と同様賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記載例

60歳に達した日等以前の賃金支払状況等

⑧60歳に達した日等に離職したとみな した場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃 金 額			⑬ 備 考
				⑪ A	⑪ B	計	
60歳に達した日等の翌日 12月1日							
11月1日～60歳に達した 日等	30日	11月1日～60歳に達した 日等	30日	300,000			
10月1日～10月31日	31日	10月1日～10月31日	31日	300,000			
9月1日～9月30日	30日	9月1日～9月30日	30日	300,000			
8月1日～8月31日	31日	8月1日～8月31日	31日	300,000			
7月1日～7月31日	31日	7月1日～7月31日	31日	300,000			
6月1日～6月30日	10日	6月1日～6月30日	10日	100,000			欠勤20日のため 200,000円減額 ⑪欄の労働時間85時間
月 日～月 日	日	5月1日～5月31日	31日	300,000			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				

事業主の皆さまへ

今回の改正を踏まえ、休業開始日が令和2年8月1日以降の方に関する「休業開始時賃金月額証明書」を作成する際は、「⑧欄」と「⑩欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑫欄」に記載してください。

また60歳到達日が令和2年8月1日以降の方に関する「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を作成する際は、「⑪欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑬欄」に記載してください。